



平成31年 1月17日

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

筑後川での伐採木の受取希望者を公募します！

～筑後川の伐採した樹木を活用してくださる方募集～

筑後川の伐採した樹木の受取希望者を下記により公募します
農業資材や燃料のほか様々な目的に使用いただけます。

【受取場所】 ①久留米市宮ノ陣地先
②久留米市山川神代地先
(位置図は別紙-1、伐採木の状況写真 別紙-2)

【公募期間】 平成31年1月17日から1月31日まで
(受取期間：受取の許可日から平成31年3月10日)

【応募方法】 ・申し込み用紙の提出。窓口への郵送及び持込み。
・申し込み用紙様式は、別添の通り。
データが必要な場合は、下記窓口をお尋ね下さい。

【担当窓口】 筑後川河川事務所 管理課 維持係
〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号
TEL 0942-33-9185

詳細については、別添「筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募 募集要項」
等で確認いただき、ご不明な点は上記の担当窓口へお問い合わせください。

○記者発表に関するお問い合わせ

国土交通省 筑後川河川事務所 管理課長 最所 敏明
専門官 江上 綾子

TEL 0942-33-9185 (直通)

FAX 0942-35-0219

※記者発表先：久留米市、日田市、佐賀県、大牟田市、柳川市の記者クラブ

【 筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募 募集要項 】

平成31年 1月17日

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

次のとおり、「筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募」に係る受取者を募集します。

1. 公募の概要

- (1) 名 称：筑後川河川事務所管内の河川区域内樹木受取に伴う公募
- (2) 公募期間：平成31年 1月17日から平成31年 1月31日まで
- (3) 場 所：国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所
直轄河川管理区間 筑後川の河川区域
(【別紙-1】筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募箇所のとおり)
- (4) 受取期間：受取の許可日から平成31年 3月10日頃迄を予定。
詳細な期間は、伐採工事の状況により変更の可能性があります。
伐採の工程及び受取者の公募状況に応じ、募集期間内にも受取者選定、許可手続きを行い、受取を開始する場合があります。
- (5) 公募内容：上記(3)場所での、伐採木受取及び搬出。
- (6) 受取区域：【別紙-1】筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取箇所のとおり。
※申請時期により希望される受取区域を確保できない場合がありますので
ご了承ください。
- (7) 公募理由

河川の産出物の採取(今回は受取)については、河川法(昭和39年法律第177号。以下「法」という。)第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第15条第1項に規定する竹木(以下「樹木」という。)あし及びかや等を対象に規定されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料、ほだ木等に利用されるなど地域にとって有用な材となることから、樹木、芝草及び雑草(以下「樹木」という。)に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担し取り組み試行を公募するものです。

2. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 175 号) 第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- ③ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ④ 直近 1 年間の税を滞納している者ではないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除申請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

3. 応募方法

応募様式(様式-1)を下記受付期間内に下記方法にて提出すること。

提出方法: 郵送(簡易書留等記録の残るものに限る。)又は持参による。

提出先: 国土交通省 九州地方整備局

筑後川河川事務所 管理課

〒830-8567 福岡県久留米市高野 1 丁目 2 番地 1 号

電話 0942-33-9185

受付期間: 平成 31 年 1 月 17 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

受付時間: 8 時 30 分から 17 時 15 分

4. 質問書の提出

質問書の提出期限は 平成 31 年 1 月 25 日(金) までとする。

上記期限内(必着)に質問書(様式-2)に記入のうえ、国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 管理課まで FAX(0942-35-0219) 又は郵送にて送付すること。

回答は募集期間内にホームページにて回答する。

ただし、競争性確保の観点から、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

5. 提出にあたっての注意事項

- ① 手続きに使用する言語は日本語に限る。
- ② 応募に要する費用は応募者側の負担とする。

6. 選定方法の概要

(1) 選定者の決定方法

- 1) 応募書類をもとに、受取に関する計画及び受取を実施する工程等から、評価し選定する。
- 2) 選定にあたっては、必要な情報収集あるいは、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒヤリング等を実施することがある。

7. 選定結果の通知

受付した日から2週間以内に文書により発送する。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書により郵送又は持参により提出すること。

提出先：国土交通省 九州地方整備局

筑後川河川事務所 管理課

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

8. 河川法の許可手続き

決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて【別紙－1】筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募箇所に示す筑後川河川事務所の該当出張所に河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

①申請書の提出

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要
- ・位置図
- ・平面図
- ・作業計画書
- ・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正1部、副1部の計2部とする。

②申請書の提出期限

決定通知を受けた日から2週間以内とする。

特段の理由なく、この期間内に申請を行わない場合は、受取者の決定を取り消すことがある。

③申請書の提出先

【別紙－1】筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募箇所に示す筑後川河川事務所の該当出張所

・久留米出張所

〒830-0002 福岡県久留米市高野1丁目2番27号

TEL : 0942-32-7082 FAX : 0942-33-5658

9. 採取区域とそこに生育する樹種の情報

- (1) 【別紙-1】筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取公募箇所のとおり。
- (2) 雑木（オオタチヤナギ等）

10. 応募者の選定条件等

応募者の選定にあたっては、以下のとおり受取条件に応じて、選定を行う。

- (1) 河川管理者において伐開され、河川区域内に集積された伐採木を受取る場合。
- (2) 許可受け者にて(1)の伐採木を玉切り等によるサイズ調整を行い受取る場合。
- (3) その他現地状況により協議のうえ決定する。

※1：最大量の定めは行わないが、応募者多数の際は区画指定及び量の制限を行う場合がある。

※2：集積された伐採木の積込及び運搬等受取に係る作業については、許可受け者が行うこととする。

11. 採取に当たって実施すべき安全対策等(清掃、交通整理等)の内容

- (1) 受取において、受取ヤード内での作業や、搬出作業における安全対策については公募箇所ごとに該当出張所に確認すること。また作業計画書に内容を反映すること。
- (2) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施すること。
- (3) 作業においては、関係法令等を遵守すること。

12. その他注意事項

自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い及び河川管理者の指示による中止の扱い

- (1) 河川管理者が、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において実施時期を把握する。その結果に基づいて、必要に応じて許可受け者に適切な指導を行う場合がある。
- (2) 許可受け者が伐採木を受取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐採木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように指導する場合がある。
- (3) 受取は許可受け者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行わなければならない。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者から速や

かに通報を求め、適切に対応するよう指示する場合がある。なお、河川管理施設に対する損害については、法第 18 条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、法第 67 条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがある。さらに河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

13. 樹木受取に関する採取料徴収

採取料(占用料) について、河川法第 25 条の許可を受けた者が河川法第 32 条の規定により、福岡県が徴収(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例) することがある。なお、今回の採取料については徴収されない。

14. 完了報告及び履行確認

許可受け者は、受取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合がある。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合がある。このような場合や不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合がある。

15. 決定通知の取消し

公募において示した参加資格のない者の申請又は資料に虚偽の記載をした者の申請は決定通知を取り消す場合がある。

○筑後川河川事務所管内河川区域内樹木(伐採木)受取箇所



○伐採工事及び受取の許可に関する該当出張所

・久留米出張所

〒830-0002 福岡県久留米市高野1丁目2番27号

TEL: 0942-32-7082 FAX: 0942-33-5658

○伐採木の状況

樹径10~20cm以下程度

伐採の状況



伐採の状況



伐採の状況



仮置き状況



(様式-1)

応 募 様 式

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 殿

応募者

氏名

印

(会社名)

住所 : 〒

電話番号 :

FAX 番号 :

メールアドレス :

平成31年1月17日付けで公募された、河川区域内の伐採木の受取について応募します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

区画番号 () : (河川名 : 筑後川)

2. 伐採木等の使用目的

()

3. 採取を希望する河川産出物の種類

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

雑木

竹

4. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

(受取方法) 伐採木は、そのままトラックに積込。(積込方法 :)

伐採木は、小割りし、人力によりトラックまで運搬する。

- 伐採木は、小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
- その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、(t)トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
- その他の方法 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
- 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- その他の処理 ()

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

5. 受取希望期間

作業予定期間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 公募伐採 (受取) の応募資格

以下の項目に該当しないことを確認のうえ、にチェックを記載。

※法人又は個人の場合は、③④⑤のみチェックを記載。

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第175号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ③ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。
- ⑥ 上記①～⑤における公募伐採 (受取) の応募資格について、虚偽がない。(以下に直筆にて署名、押印)

代表者名 (個人名): _____ 印

以上

(様式－2)

平成 年 月 日

F A X : 0942-35-0219

国土交通省 九州地方整備局
筑後川河川事務所 河川管理課 宛

筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取に関する質問書

平成31年1月17日付けで公募された筑後川河川事務所管内河川区域内樹木受取について、質問書を提出します。

質問内容

氏名： _____

住所：〒 _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____